

普及かわら版

For The Top Management

ホームページは砺波農林振興センターで検索

砺波農林振興センター

検索

<第58号> 令和6年1月
富山県砺波農林振興センター
〒939-1386 砺波市幸町1-7
(砺波総合庁舎内)

TEL 企画振興課 (0763) 32-8130
担い手支援課 経営支援班 32-8111
園芸振興班 32-8112
農業普及課 砺波班 32-8113
南砺班 32-8114
FAX (0763) 32-8140(企) 32-8139(担・農)



(農)Agri new Winds 設立総会(本文P5)



青ねぎを手にする認定新規就農者の森田英さん(本文P5)



おねえちゃん食堂のメンバーと地産地消弁当(本文P7)



(農)ガイアとなみ テイクアウトスイーツの試作研究(本文P7)



商品イメージ

目次

(表紙)	目次	1ページ
(水稲)	高温等の気象変動に打ち勝つ米づくりを！ 高温に強い「富富富」を生産しましょう！	2～3ページ
(農政)	中山間地域の活性化について	4ページ
(担い手)	新規設立法人の紹介 (農)Agri new Winds	5ページ
(担い手)	認定新規就農者の紹介 森田 英さん	5ページ
(園芸)	フリマサイト等における取引の注意点について	6ページ
(農村生活)	県事業を活用した新商品開発の取組み	7ページ
(担い手)	砺波地区農業経営継承セミナーを開催	7ページ
(表彰)	栄えある受賞 おめでとうございます	8ページ
(担い手)	農業簿記相談会のご案内	8ページ

高温等の気象変動に打ち勝つ米づくりを！

～令和5年産米の生育経過と次年度技術対策のポイント～

本県の令和5年産米は、記録的な高温の影響等により作況指数は98（12月12日公表）の「やや不良」となるとともに、うるち玄米の1等比率は、主力品種のコシヒカリが大きく低下したことから58.1%（10月31日現在）と非常に低い結果となりました。その一方で、高温登熟に強い富富富は、品種特性を發揮し、1等比率が93.1%と例年並みを確保しました。

令和5年産米の生育経過を振り返るとともに、次年度技術対策のポイントは以下のとおりです。

1 生育経過と収量・品質（コシヒカリ生育観測ほ 県内16ほ場）

(1) 生育経過

- ・田植え後、5月中・下旬の好天により苗の活着は良好で、初期茎数は確保されたが、5月6半旬から6月3半旬の曇雨天により最高分げつ期の茎数は平年に比べ少なくなった（図1）。
- ・7月の高温等（梅雨明け7月22日）により茎数は減少したが、穂数は平年並みの368本/m²（平年比96）となった。また、群落葉色は7月上中旬がやや淡く推移したが、7月下旬以降は平年並みとなった（図2）。
- ・幼穂形成期は平年より1日早い7月10日、出穂期は平年より2日早い7月30日となった。

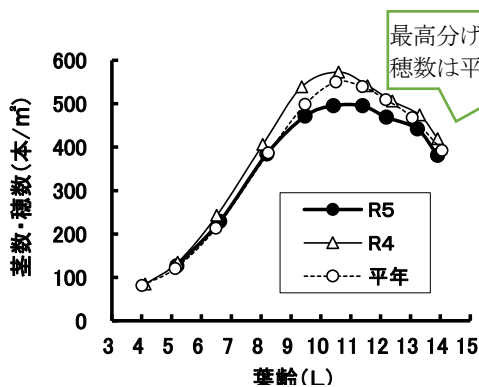


図1 茎数・穂数の推移

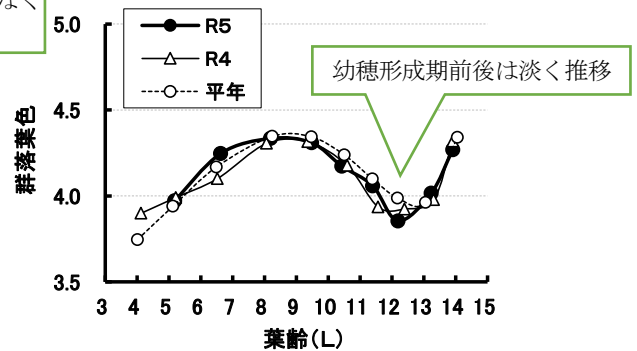


図2 群落葉色の推移

(2) 収量及び収量構成要素

- ・出穂後20日間は、平均気温が30℃を超える高温で推移し、成熟期は平年より7日早い、9月3日となった。
- ・平年に比べ、穂数は並み（平年比96）、一穂粒数はやや少なく（平年比91）なったことから、m²当たり粒数は平年に比べ少なくなりました（平年比87）（表1）。
- ・平年に比べ、登熟歩合が高く、千粒重がやや小さくなったことから、精玄米重は522kg/10aと平年に比べやや少なくなりました（表1）。

(3) 品質（表1）

- ・整粒歩合（肉眼調査）は56.2%（平年差▲22.4ポイント）と平年に比べかなり低くなりました。
- ・平年に比べ、基白・背白粒の割合がかなり高くなりました。

表1 収量及び収量構成要素、品質

年次	穂数 (本/m ²)	1穂粒数 (粒)	粒数 (百粒/m ²)	登熟歩合 (%)	千粒重 (g)	精玄米重 (kg/10a)	整粒歩合 (肉眼調査、%)	基・背白粒率 (%)
R5	368	71.5	262	90.4	22.4	522	56.2	21.7
R4	402	81.6	328	76.6	22.7	573	78.2	9.3
平年	385	78.3	300	82.5	22.9	561	78.6	7.9
平年比	96	91	87	110	98	93	-22.4	13.8

2 次年度技術対策のポイント

近年の夏期の高温条件下で高品質米を安定生産するためには、高温耐性品種の作付け、管理作業の見直しを含め、基本技術を徹底することが重要となります。

(1) 高温耐性品種への作付変更（コシヒカリ偏重の是正）

高温条件でも品質が安定している品種（てんたかく、富富富、てんこもり、つくば SD 2 号）の作付割合を拡大し、労働力や機械・施設能力に応じた適期作業が可能な品種構成へ変更する。

(2) 土づくりの実施

- ・春耕での深耕により作土深 15cm 以上を確保する。
- ・ケイ酸質資材（アルカリ資材）を確実に施用する。
- ・堆肥や地力増進作物等の有機物を施用する（特に、地力の低いほ場への積極的施用）。

(3) 適正な田植え作業の実施

- ・田植日に応じた育苗計画（浸種、播種）を策定し確実に実施する（表 2）。
- ・高温登熟回避のため、コシヒカリは、5 月 15 日を中心とした田植えを徹底する。

表2 育苗計画の目安

浸種日	播種日	田植日	出穂期
4/8頃	4/19頃	5/10	7/31頃
4/17頃	4/26頃	5/15	8/3頃
4/26頃	5/3頃	5/20	8/7頃

(4) 適切な水管理

- ・田植後 4 週間までに中干しを確実に開始する。
- ・中干し後の間断かん水と、幼穂形成期以降出穂期までの飽水管理を実施する。
- ・出穂から 20 日間の湛水管理を徹底する。

(5) 生育・気象状況に応じた追加穂肥の施用

- ・肥効調節型基肥栽培において、出穂 7 日前の葉色が群落葉色 4.0（SPAD 値 32）、砂壤土は群落葉色 4.2（SPAD 値 34）以下の場合、追加穂肥を出穂 3 日前までに窒素成分で 0.7～1.0kg/10a を施用する。

高温に強い「富富富」を生産しましょう！

1 令和 5 年産「富富富」の概況

令和 5 年産は、県全体で 1,632ha（うち砺波農林振興センター管内では 102ha）作付けされました。「富富富」は、記録的な高温下においても、県全体の 1 等比率が 93.1% となり、高温登熟に強い品種特性を発揮しました。

高品質、収量安定確保に向けた技術対策のポイントは以下のとおりです。



2 令和 6 年産の技術対策のポイント

(1) 作業計画の策定

- ・富富富は、刈取時期がコシヒカリやつくば SD 2 号と競合するので、品種構成と作付規模を考慮して田植計画を策定する。

(2) 初期生育の確保による穂数の確保

- ・浸種期間は、コシヒカリに比べ 1～2 日長くし、出芽揃の良い苗を生産する。
- ・栽植密度は、70 株/3.3 m²以上とし、活着後は浅水管理を徹底する。

(3) 適期中干しと出穂期までの水管理

- ・中干しは、十分な初期生育を確保した上で、田植後 4 週間までに開始する。
- ・中干し実施後から出穂期までは、間断かん水～飽水管理を行う。ただし、幼穂形成期の葉色が濃い場合は、間断かん水を継続し、穂揃期の適正な生育量に誘導する。

生育過剰は、登熟歩合の低下や、屑米の増加につながります。

上記のほか、栽培マニュアルや地域協議会の指導に基づき、適切な栽培管理を行いましょう。

中山間地域の活性化について

～ 中山間地域の活性化に活用できる事業・事例の紹介 ～

中山間地域（※）の活性化を図るため、県では「富山県中山間地域創生総合戦略」を改訂し、県庁の関係課（中山間地域対策課、農村振興課）、農林振興センター、市町村が連携して活性化を支援しています。中山間地域で活用できる補助事業の一部と管内の活用事例を紹介します。

※砺波市の梅檀野・梅檀山・旧庄川町、南砺市全域

1 中山間地域チャレンジ支援事業（中山間地域対策課）

中山間地域の活性化に向けて、集落と地域内外の企業や団体等が連携して取り組む試行的な活動に対して支援します。事業の対象とする活動項目と取り組み例は以下のとおりです。

活動項目	取組例	令和5年度新規採択地区 ●：砺波市、○：南砺市
①新商品開発、加工、販路開拓	特産品の開発、販路の開拓	
②生活支援サービス	コミュニティバスの仕組みづくり、高齢者宅への見回り ハード事業例：コミュニティカフェの開設に係る改修工事	●梅檀山自治振興会
③伝統文化の継承	伝統芸能や祭りの継承・復活	
④定住促進の支援	空き家調査、住居の斡旋	●畑直商店街活性化推進協議会 ●せんだんの活性化協議会
⑤農業生産活動の支援	農作業の支援システムづくり	
⑥農業参入者の促進	農作業の指導、農地や空き家の斡旋	
⑦ デジタル技術活用等による地域の課題解決の取組	電子回覧板アプリを用いた安否確認と見守りシステムの運用	○安居地域協議会
⑧そのほか地域活性化を目指す取組	県話し合い促進事業で作成したアクションプランや地域のまちづくり計画の内容取組み	○太美山地域づくり協議会

2 中山間地域保全パートナーシップ推進事業（農村振興課）

中山間地域などの農山村地域において、「農家や農村集落」と「企業・市民団体」がパートナーシップを組み、お互いが持っている資源や得意分野を活かすことで、都市農村交流の促進と地域活性化を図るWIN・WINの取り組みを支援します。

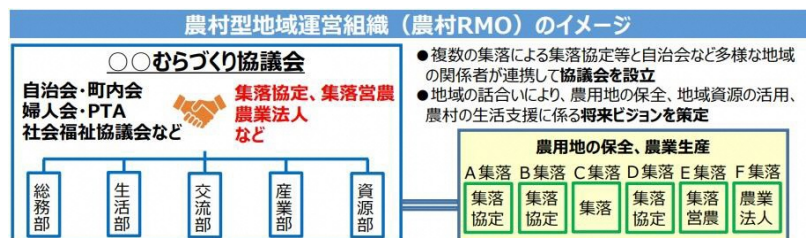
農林振興センター企画振興課内に「パートナーシップ推進デスク」を設置して、ニーズのマッチング・協定締結・活動を支援しています。



取組事例：越中五箇山菅沼集落保存顕彰会と中日本高速道路(株)

3 ①農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（国・農村振興課）

中山間地域等において、複数の農村集落機能を補完して農用地保全や農業を核とした経済活動と併せて生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織（農村RMO）の活動を支援します。



管内では、大鋸屋地域づくり協議会が、本事業及び最適土地利用総合対策事業の採択を受けており、当センターとしては関係機関と連携しながら伴走支援していくこととしています。

当センターの中山間地域の振興は企画振興課が窓口となっています。これら事業のほかにも支援事業がありますので、関心のある方は企画振興課（電話：32-8130）までご連絡ください。

（企画振興課）

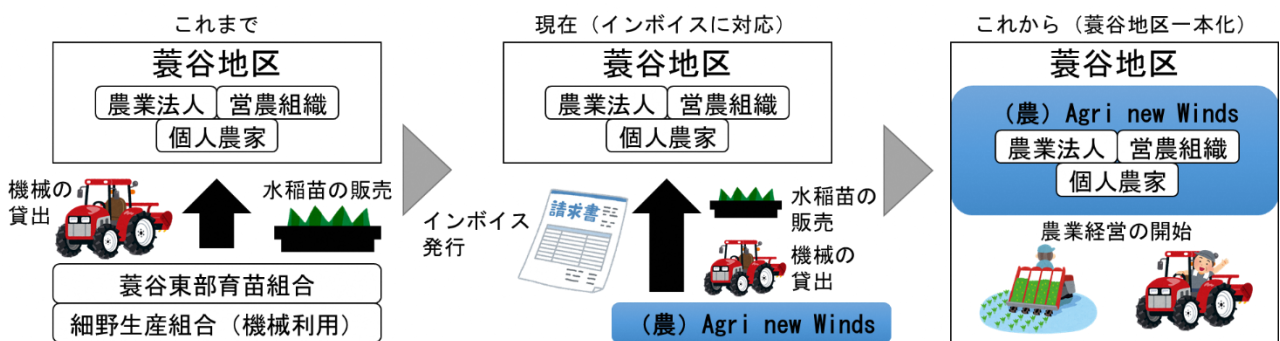
新規設立法人の紹介 農事組合法人 Agri new Winds

～インボイス制度に対応、そして、蓑谷地区一本化に向けて～

令和5年9月30日に南砺市蓑谷地区（旧城端町）で農事組合法人 Agri new Winds が設立されました。この法人は農地を持たない1号法人であり、当面は、農業経営は行いません。

これまでは、細野生産組合が農業機械の貸出、蓑谷東部育苗組合が水稻苗の販売を行い、蓑谷地区の農業を支えてきました。令和5年10月から始まったインボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応するため、機械利用と苗販売の2つの機能を合わせ持つ新法人の設立に至りました。

また、蓑谷地区では、高齢化及び後継者不足が深刻で、担い手確保が喫緊の課題です。今後は、新法人を中心として蓑谷地区の農業を一本化し、2号法人としてスマート農業の導入や農地の集約等により効率的で持続可能な農業の実践をとおして、蓑谷地区の農業に“新しい風”を吹かせたいと意気込んでいます。
（農業普及課 南砺班）



認定新規就農者の紹介

もりた ひで
森田 英さん

～地域を巻き込んだ元気な田舎づくりを目指す～

1 新規就農までの経過

森田 英さんは、「自然に触れることが好きで、将来は農業を仕事にしたい」との思いをかなえるため、平成28年に家族とともに白山市から南砺市に移住しました。

移住当初の3年間は、福光地域の農業法人の従業員として主穀作・大かぶ・干柿の作業に従事し、令和2年4月には幅広く農業を学びたいとの考えから「とやま農業未来カレッジ」に入学しました。

通学と並行して自営就農を目指し準備を進め、令和3年3月に南砺市の認定新規就農者となり、令和元年に購入した古民家を拠点に JA なんとが生産振興する青ねぎ、にんにくなどの露地野菜で農業経営を開始しました。経営開始にあたっては、①園芸の産地化と地域を巻き込んだ元気な田舎づくり、②子どもたちに憧れられるような農業スタイル、③農業者同士が助け合えるようなコミュニティ（農作業マッチング）を将来の農業経営の構想に位置付けました。

2 今後の取り組み

現在は、青ねぎ 33a、にんにく 34a を生産するほか、JA なんとから大規模に作業受託（農業用ドローンによる防除 120ha や堆肥散布 78ha）しています。また、(農) Agri new Winds の組合員として、水稻育苗業務にも従事するなど、地域からの期待も高く、就農時の構想達成に向けて、今後ますますのご活躍が期待されます。



青ねぎを収穫する森田英さん（南砺市細野）

（担い手支援課 経営支援班）

フリマサイト等における取引の注意点について

～販売・譲渡だけでなく購入の際もご注意ください～

近年、インターネットオークションやフリマサイト等で、種苗・肥料・農薬・農産物等の取引が拡大しています。なかでも、種苗・肥料・農薬の販売には許諾・届出・表示事項等、法律等に基づいた手続きが必要となるので下記の項目について留意してください。

1 登録品種の種苗の増殖・販売について

- (1) 登録品種とは種苗法に基づき、新たに開発された品種として、農林水産省に登録された品種をいいます。品種登録を受けた者には「育成者権」が付与され、育成者権者として登録品種の種苗、収穫物及び一定の加工品を独占的に利用することができます。このため、育成者権者以外の者は育成者権者の許諾を得なければ登録品種を利用することができません。許諾を得ずに登録品種の種苗を増殖・販売する行為は、育成者権の侵害に当たり、種苗法違反に該当します。故意に育成者権を侵害した場合には、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。（無断増殖した種苗等を購入後、利用した人も損害賠償請求の対象となる可能性があります。）
- (2) 登録品種を出品する場合には、販売サイト上の商品の説明欄及び種苗又はその包装に、品種名や当該品種が登録品種である旨を記載する必要があります。
- (3) 登録品種に限らず、食用作物や一部の果樹・花き等指定種苗を販売する際には、種苗法第58条第1項の規定に基づき、農林水産省へ種苗業者届の提出が必要です。また、種苗又はその包装に、品種名や住所・氏名等、指定種苗制度に基づく必要な表示事項を添付する必要があります。

2 肥料の販売について

- (1) 繰り返し又は繰り返す意志をもって肥料を販売する場合は、「業とする者」に該当します。肥料の販売を業とする者は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、販売業務を開始した後二週間以内に販売を行う事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行うことが義務づけられています。インターネットを利用して肥料を販売する場合も届出が必要です。米ぬかや食品残渣を原料とした堆肥や草木を燃やした草木灰といった昔からある肥料を生産販売する場合は、生産業者としての届出も必要です。
- (2) 肥料には肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、法令に定める様式を用いて化学肥料や有機質肥料を原料として配合した肥料は、肥料の名称や肥料の成分等を表示した「保証票」を添付すること、特殊肥料の内、堆肥、動物の排せつ物及び混合特殊肥料は、肥料の名称や原料、成分等を記載した「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」を表示することが必要です。また、市販の肥料を小分けして販売する場合には、販売業者が包装又は容器の外部に上記のような保証票の添付又は表示することが必要です。

3 農薬の販売について

- (1) 農薬を販売する者は、農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、販売所ごとに、氏名、住所及び販売所を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行うことが義務づけられています。インターネットを利用して農薬を販売する場合も届出が必要です。
- (2) 「販売者」とは、農薬を販売する者であり、業を営む者以外の個人の方も含まれます。また、授与する場合も含まれます。購入した農薬を転売する場合でも、販売者の届出が必要になります。

県事業を活用した新商品開発の取組み

県は、①地場農産物を活用した商品開発や業務拡大等の新たな取組み、②6次産業化に向けた商品・サービスの開発、販路開拓、加工機材等の整備を支援しており、令和5年度の当センター管内における県事業の活用事例を紹介します。

1 おねえちゃん食堂（南砺市土山） 【活用事業：農村女性起業チャレンジ事業】

同食堂は、南砺市土山集落の女性有志 10 名によって平成3年4月に結成され、土山公民館を拠点に活動し、公民館行事等地元イベントにおいて、地元で採れる四季折々の「野の幸」「山の幸」を使った「地産地消弁当」や「地産地消御膳」等を提供し、好評を得ていました。

地元の味をより多くの方に味わってもらうために県事業を活用し、土山自治会協力の下、①公民館の一部を調理施設に改築、調理器具を整備し、②試作弁当作り、③ロゴデザイン等作成とともに、④飲食店営業許可を令和5年10月に取得しました。

新聞記事での紹介や口込みによって、予約注文（注文販売のみ）が続々入り、スタッフも一段とやる気満々です。女性のパワーで笑顔があふれ、地域が明るく活気にあふれ地域活性化の原動力となっています。注文等問合せは、代表の青木 都（TEL 090-8098-6714）さんまでお願いします。



おねえちゃん食堂のメンバーと地産地消弁当

2 （農）ガイアとなみ（砺波市） 【活用事業：6次産業化とやまの魅力発信事業】

同法人は、経営面積148haで水稲・大豆・大麦を基幹作物とし、冬季の労働力の有効活用のため耐雪型ハウスを活用したいちご生産に取り組み、事務所の玄関先での直売といちご狩り体験で販売していました。コロナ禍の終息によりいちご狩り体験の入場者が増加してきたため、県事業を活用して、①いちごのスイーツの加工設備・機械等の導入、②いちご直売所兼テイクアウトのできる直食所が新設されました。さらに、③テイクアウトスイーツの試作研究（写真）によって「いちごパフェ」「いちごスムージー」「甘酒いちご（ホット）」、お持ち帰り用として「いちごあめ」「いちご大福もなか」をこれまでの商品に追加しました。

同直売所は令和6年1月にオープン予定で、多くの方にいちごの美味しさを体験して、また来なくなる店づくりを目指しています。



テイクアウトスイーツの試作研究

（担い手支援課 経営支援班）

砺波地区農業経営継承セミナーを開催

令和5年11月27日（月）南砺市福野体育館で、標記セミナーが開催されました。

（国研）農研機構の梅本 雅氏を講師に招き、第三者継承の事例と推進方策について講演いただきました（写真）。継承対策は経営者自身が早い時期から取り組むべき重要な課題であり、継承が成功した事例からは、①経営者と後継者の間で継承内容を明文化すること、②栽培技術や経営管理習得の並走期間があること、③支援機関の関与等がポイントとして挙げられました。

このほか、事例発表として廣川弘貴氏（実際に第三者継承した上市町の認定新規就農者）からは、機械施設と顧客を合せて継承できたことや、地元農家との苦労話等を発表いただきました。

会場からは法人化による継承や年間雇用に関する質問もあり、真剣に継承を検討している様子が伺えました。



第三者継承事例を説明する梅本雅氏

（担い手支援課 経営支援班）

栄えある受賞 おめでとうございます

令和5年12月までに、各分野のご功績が称えられ、表彰を受賞された皆様をご紹介します。今後も益々ご健康でご活躍されることをご期待申し上げます。

第2回北陸農政局食育活動表彰北陸農政局長賞（令和5年7月）

境 嘉代子さん（砺波市）

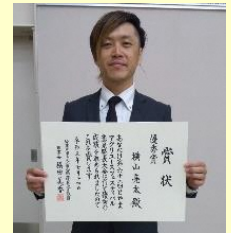
障がい者の自立支援としての料理指導、市内の小学生・県内外の大学生を対象とした地域の伝承料理継承のための料理教室や食文化の講習会等を開催、平成27年に地域の伝承料理を提供する「農家レストラン大門」を開業する等、地域住民から観光客まで県内外の幅広い人々に向けた食文化・生活文化の発信が高く評価されました。



第62回とやまアグリユースフェスティバル意見発表大会優秀賞（令和5年7月）

横山 亮太さん（砺波市）

令和元年に父の後継者として自家就農し、水稻・大麦・大豆の種子を生産し、年々経営規模が拡大する中、従業員の雇用や法人化等も見据えるとともにドローン導入によるスマート農業を実践する等、高品質な種子生産と地域の若手農業者のリーダーとしての活躍が高く評価されました。



第72回富山県農村文化賞（令和5年12月）

農事組合法人石黒営農（南砺市）

地域の先駆けとして集落営農組織等の合併を進め、平成31年に法人化、地域最大規模の法人組織として効率的な経営を実践し地元の若い担い手を専従の理事として登用する等、若い組合員への技術継承が行われる組織運営に取り組んでいます。国研究機関と協力したスマート農業技術の実証・提案に取り組む等、同技術の普及を牽引していることが高く評価されました。



第51回毎日農業記録賞最優秀賞（令和5年12月）

林 絹江さん（砺波市）

平成13年に夫が専業農家になったことを契機として水稻自然栽培の取組を開始、平成15年には有機JAS認定を取得、有機栽培の餅製造・販売を本格化させ、平成22年に自宅の敷地内に農園カフェをオープン、コシヒカリ団子や自家で栽培した桃やブルーベリーのパフェが大人気となる等、県内でもいち早く6次産業化に取り組む積極的な経営姿勢が高く評価されました。



とやま地産地消優良活動事例表彰（令和5年12月）

土山自治会（南砺市）

令和3年4月に土山自治会を母体とし「おねえちゃん食堂」を結成、自治会主催のさつまいも苗の定植及び収穫体験等のイベントでは、地元食材をふんだんに使用した「地産地消弁当」や「地産地消御膳」を参加者に振舞うほか、自治会が栽培したさつまいもを食材とした「さつまいもづくし弁当」をイベント参加者に提供する等、都市農村交流活動への寄与が高く評価されました。



農業簿記相談会のご案内

詳細は同封資料をご覧ください。事前申し込みが必要です。担当：経営支援班（TEL：32-8111）

日時：令和6年1月18日(木)、2月5日(月)、2月22日(木)

9:30~12:00、13:30~16:00 の間の30分程度/経営体

場所：砺波総合庁舎3階306会議室 講師：(株)トヤマデータセンター